

平成 30 年度第 2 回 文化財保護審議会 議事録

日 時 平成 31 年 1 月 31 日（木）午後 2 時～3 時 10 分
 場 所 日進市民会館 3 階大会議室
 出 席 者 岩野見司委員、浅井常典委員、赤羽一郎委員、松井春海委員、
 石川錬治委員、久野文仁委員、小早川道子委員、野田米子委員
 欠 席 者 なし
 事 務 局 久保田教育長、杉浦教育部長、鬼頭生涯学習課長、
 大川生涯学習課長補佐、黒田係長、大橋主事
 金子さん（公益財団法人 瀬戸市文化振興財団）
 傍聴の可否 可
 傍聴の有無 無
 議 題

- （１）文化財指定の諮問について
- （２）平成 30 年度文化財保護事業の進捗状況について
- （３）平成 31 年度文化財保護事業の計画（案）について

事務局	定刻となりましたので、ただ今より、平成 30 年度第 2 回日進市文化財保護審議会を開催いたします。 本日の審議会は、日進市文化財保護条例第 15 条により、委員の出席者が過半数を超えており、審議会は成立しておりますのでよろしくお願いいたします。 お手元に配付させていただきました、次第に沿って進めて参ります。なお、本審議会の議事録作成のため、議事進行の録音をさせていただきますいと存じますので、よろしくお願いいたします。 それでは、開会に先立ちまして、岩野会長よりご挨拶をお願いいたします。
岩野会長	（会長挨拶）
事務局	ありがとうございました。続きまして、久保田教育長よりご挨拶申し上げます。
教育長	（教育長挨拶）
事務局	ありがとうございました。 はじめに、お手元の資料の確認をいたします。本日の次第、議題 2 の資料、特別展おひなさまの岩崎城歴史記念館からのチラシと旧市川家住宅のおひなさまのチラシの 4 種類となります。不足の資料がございましたらお知らせください。 それでは、日進市文化財保護条例第 14 条第 3 項によりまして、会長は会務を総括することとなっているため、会長に議事の取りまわしをお願いいたしたいと思っておりますので、岩野会長、よろしくお願いいたします。

議長	では、条例の規定により、代わって議事の取りまわしをします。 本日は、傍聴希望者はおられませんので、ご報告申し上げます。 続きまして、議題（１）文化財指定の諮問について、審議をお願いします。それでは、事務局から説明をお願いいたします。
事務局	（資料に基づき説明）
議長	それでは、只今説明のありました新規市指定文化財候補につきまして、ご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。
委員	以前に指定された鳥鈕蓋があると思いますが、そこに追加で指定するのではなく、新規で指定するのですか。
事務局	出土した場所が異なるので、名称に括弧書きで出土した窯跡を記載し別のものとして新規で指定します。
委員	前回は一箇所の窯跡からの出土でしたか。
事務局	はい。0-84 号窯からの出土です。
委員	同じ鳥鈕蓋だが、出土地が異なるため別のものとして指定をするということですね。
事務局	そうですね。
委員	指定調書の品質及び形状の欄で「須恵器もしくは原始灰釉陶器」と記載してありますが、この「もしくは」という表現について説明いただきたい。
事務局	0-110 号窯跡は無釉の須恵器から釉薬を施した灰釉陶器へ移行する段階の窯であり、灰釉陶器をきちんと焼けるようになる前のものを原始灰釉陶器と呼んでいます。人工的に釉薬をかけるものではなく窯の中で高温になる場所に釉薬をかけたいものを意図的に置くというものになります。灰が舞ってやきものの表面について高温で溶けるということを期待して高温になる場所に置くということをする段階の時期です。 「もしくは」の表現ですが、0-110 号窯跡の資料をみると瓶や壺は高い確立で釉薬がかかっていますので高温になる部分に置いて自然に釉薬をかけている可能性が高いと思われます。鳥鈕蓋もおそらく釉薬がかかるのを期待して焼いていると思いますが、一部釉薬がかかってないので可能性として須恵器も残しておきました。
委員	前回指定したものの名称はどのようなものでしたか。
事務局	前は「鳥鈕蓋」として指定しておりますので、今回は括弧書きで出土した窯跡も記載します。
委員	今回の指定は、「須恵器もしくは原始灰釉陶器」として、研究が進んで決まり次第訂正も可能であるため、今回はこのままでよろしいのではないのでしょうか。

委員	釉薬というものは長期保存が目的なのでしょうか。
事務局	陶器であるため釉薬をかけてなくても劣化するわけではありません。釉薬の技術は中国のやきもの真似する中で伝わってきたものです。釉薬をかけることで水がしみこむことを防ぐことはできます。
委員	指定調書の中に出土物を掲載するべきだと思います。
議長	他にないようでしたら、鳥鈕蓋（折戸（0）-110 号窯出土）を市指定文化財とすることについてご承認いただける方は挙手をお願いします。
委員	【全員承認】
議長	全員の承認により承認されました。 次に、承認に基づきまして諮問への答申を行いますが、別添のとおり事務局が案を作成しております。答申（案）を読み上げますので、よろしくお願いいたします。 【答申案の読み上げ】 答申案につきまして、ご意見ご質問はございませんか。 では、この答申案をご承認いただけますでしょうか。
委員	【全員承認】
議長	全員承認により承認されました。
事務局	ありがとうございます。 ここで、瀬戸市文化振興財団 埋蔵文化センターの金子さんは他の業務があるため、退席していただきます。ありがとうございました。 続きまして、議題（2）平成 30 年度文化財保護事業の進捗状況についてご説明します。
事務局	（各担当が資料に基づき説明）
議長	それでは、只今説明のありました平成 30 年度文化財保護事業の進捗状況につきまして、ご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。
議長	ご意見、ご質問はないようですので、次に議題（3）平成 31 年度文化財保護事業の計画（案）について、事務局より説明をお願いいたします。
事務局	（各担当が資料に基づき説明）
議長	それでは、只今説明のありました平成 31 年度事業計画につきまして、ご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。
委員	旧市川家住宅の活用の課題やどこかに協力してほしいなどありましたら、お教えいただきたい。
事務局	市内の方でも知らない方が多く、その方々への周知が課題だと思います。

委員	旧市川家住宅は木・金・土・日曜日が開館日となっているが、学校の見学もこの曜日ですか。
事務局	学校が見学に来られる日はいつでも対応しております。
委員	現在旧市川家住宅の公開範囲は主屋だけですが、付属の蔵や建物の公開の計画はありませんか。
事務局	現段階でそのような計画はありません。
委員	民俗文化財としては主屋だけでなく、付属の蔵や建物など一体で家屋としての文化財だと思うのでこちらの方の整備・公開を目指してほしいです。
委員	岩崎城の展示室のキャプションが古くなってきているので、最新の学説を取り入れた説明に作り直しを検討した方が良いと思います。
議長	委員の皆さん、ご意見をありがとうございました。 事務局は、いただいたご意見を参考に、平成 31 年度の事業を進めてください。
議長	議題は以上となります。続きまして、3 その他ですが事務局からなにかありますか。
事務局	岩崎城歴史記念館と旧市川家住宅でひなまつりの展示を行っておりますので、お時間に余裕がありましたらおでかけください。なお、旧市川家住宅では 3 月 2 日土曜日にひなまつりのイベントを行いますので、ご興味のある方はお越しいただけたらと思います。
議長	それでは、委員の皆さんからなにかありますか。ないようですので、これで本日の議題等はすべて終了しました。審議会を終了したいと思います。 皆さん、沢山の貴重なご意見をいただきありがとうございました。では、事務局に返します。
事務局	岩野会長、取り回しをありがとうございました。 最後に杉浦教育部長よりお礼のご挨拶をさせていただきます。
部長	(部長挨拶)
事務局	本年度末の平成 31 年 3 月 31 日で委員の皆様の任期満了を迎えますが、この 2 年間、皆様のお力をいただきましたことを感謝いたしますとともに、来年度以降も、文化財保護事業を進めてまいりますので、今後とも見守っていただくとともに、ご指導等をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。 これをもちまして、平成 30 年度第 2 回文化財保護審議会を終了させていただきます。ありがとうございました。
	(午後 3 時 10 分 議事終了)